

岐阜県公報

第 千 九 百 二 十 五 号
平 成 二 十 年 二 月 二 十 九 日
(金 曜 日)

目 次

教育委員会規則

○岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(教 育 総 務 課) 一 四 六^{ペー}_ジ

告 示

○生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

(健 康 福 祉 政 策 課) 一 四 六

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

(同) 一 四 七

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出

(同) 一 四 八

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 一 四 九

○道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 一 五 〇

○道路の供用開始

(同) 一 五 一

○車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等

(同) 一 五 二

教育委員会訓令甲

○岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程

(教 育 総 務 課) 一 五 三

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 一 五 六

○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧

(商 業 流 通 課) 一 五 七

○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案の縦覧

(同) 一 五 七

○県営土地改良事業計画の決定

(農 地 計 画 課) 一 五 八

○公共測量の終了

(用 地 課) 一 五 八

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課) 一 五 八

正 誤

○保安林の指定中訂正

(法 務 ・ 情 報 公 開 課) 一 五 八

○岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例中訂正

(同) 一 五 八

○可児都市計画公園事業の認可中訂正

(街 路 公 園 課) 一 五 九

○飛騨市の区域内の字の区域変更中訂正

(飛 騨 振 興 局) 一 五 九

教育委員会規則

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会表彰規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「多年」を削る。

第三条中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とする。

第六条中「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期」を「毎年

八月中」に改め、同条各号を削る。

第七条第三項中「第六条但し書き」を「第六条ただし書」に、「二月」を「五月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ジーバケアサービス	居宅介護支援事業	ジーバケアサービス居宅介護支援事業所	大垣市二葉町八二〇	平成一九・六・一
大垣市長井町一五一	訪問介護	ジーバケアサービス	大垣市二葉町八二〇	同 一〇・一
大垣市長井町一五一	訪問介護	土岐内科クリニック	土岐市肥田浅野笠神町二一―一―一	同 一一・一
医療法人ブレイン	居宅療養管理指導	土岐内科クリニック	土岐市肥田浅野笠神町二一―一―一	同 一一・一
土岐市肥田浅野笠神町二一―一―一	短期入所生活介護	ショートステイ恵那	恵那市長島町中野五一三―二	平成二〇・一・二五
医療法人社団蘇水会	居宅介護支援事業	株式会社ケア・ヘルプ	関市山田一〇二九番地	同 二・一
株式会社ケア・ヘルプ	訪問介護	ケアネットリゾン各務原	各務原市蘇原野口町二一―五―二	同 同
株式会社ジイトップ	訪問介護	ケアネットリゾン各務原	各務原市蘇原野口町二一―五―二	同 同
株式会社ジイトップ	訪問介護	ケアネットリゾン各務原	各務原市蘇原野口町二一―五―二	同 同
株式会社ジイトップ	訪問介護	ケアネットリゾン各務原	各務原市蘇原野口町二一―五―二	同 同

株式会社ビュアウインド	可児市土田二五四六―二三	短期介護生活介護	美空の郷	可児市土田二五四六―二三	同
株式会社ビュアウインド	可児市土田二五四六―二三	短期介護生活介護	美空の郷	可児市土田二五四六―二三	同
医療法人社団崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	介護予防通所リハビリテーション	在宅リハビリセンター天音の里	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	同
医療法人社団康誠会	揖斐郡大野町瀬古二三二番地	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所あすなろ	揖斐郡大野町南方二度桜一九一番地	同
医療法人社団康誠会	揖斐郡大野町瀬古二三二番地	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所あすなろ	揖斐郡大野町南方二度桜一九一番地	同

岐阜県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
トラストシップコーポレーション株式会社	岐阜市吉野町五一六	通所介護	ケアセンター「憩いの里」土岐	土岐市肥田浅野元町二―一六	平成二〇・一・一四
トラストシップコーポレーション株式会社	岐阜市吉野町五一六	短期入所生活介護	ケアセンター「憩いの里」土岐	土岐市肥田浅野元町二―一六	同
トラストシップコーポレーション株式会社	岐阜市吉野町五一六	介護予防通所介護	ケアセンター「憩いの里」土岐	土岐市肥田浅野元町二―一六	同
トラストシップコーポレーション株式会社	岐阜市吉野町五一六	介護予防短期入所生活介護	ケアセンター「憩いの里」土岐	土岐市肥田浅野元町二―一六	同
医療法人崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	訪問介護	ヘルパーステーション天の星	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	平成二〇・二・一
医療法人崇仁会	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	福祉用具貸与	福祉用具貸与天音の里	養老郡養老町船附字中代一三四四番地	同

岐阜県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所の所在地

変更年月日

トラストシップコーポレイション株式会社

新 岐阜市吉野町五一六
旧 瑞穂市穂積一四四九一

通所介護

ケアセンター「憩いの里」
土岐

土岐市肥田浅野元町二一六

平成一九・一〇・一六

トラストシップコーポレイション株式会社

新 岐阜市吉野町五一六
旧 瑞穂市穂積一四四九一

介護予防通所介護

ケアセンター「憩いの里」
土岐

土岐市肥田浅野元町二一六

同

トラストシップコーポレイション株式会社

新 岐阜市吉野町五一六
旧 瑞穂市穂積一四四九一

短期入所生活介護

ケアセンター「憩いの里」
土岐

土岐市肥田浅野元町二一六

同

トラストシップコーポレイション株式会社

新 岐阜市吉野町五一六
旧 瑞穂市穂積一四四九一

介護予防短期入所生活介護

ケアセンター「憩いの里」
土岐

土岐市肥田浅野元町二一六

同

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

訪問看護

大垣市訪問看護ステーション

新 大垣市今宿五一四
旧 大垣市馬場町一二四番地

平成一九・一二・一七

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

介護予防訪問看護

大垣市訪問看護ステーション

新 大垣市今宿五一四
旧 大垣市馬場町一二四番地

同

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

介護予防訪問入浴介護

大垣市社会福祉協議会訪問入浴サービス室

新 大垣市今宿五一四
旧 大垣市宮町一一四

同

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

介護予防訪問介護

大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室

新 大垣市今宿五一四

同

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

訪問介護

大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室

新 大垣市今宿五一四

平成一九・一二・一七

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

訪問入浴介護

大垣市社会福祉協議会訪問入浴サービス室

新 大垣市今宿五一四

同

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

大垣市馬場町一二四番地

居宅介護支援事業

大垣市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

新 大垣市今宿五一四

同

医療法人社団 崇仁会

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

通所リハビリテーション

新 在宅リハビリセンター
天音の里
旧 デイケア天の星

養老郡養老町船附字中代一三四四番地

平成二〇・二・一

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町岩井戸字山王平五五七の一、五五七の二、五五六（次の図に示す部分に限る。）、字下道下タ六一三（次の図に示す部分に限る。）、字小垣内六四三の一

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町黒内字尾崎一八七から一九二まで、一九三の一、一九三の二、一九四、一九五、一九六の一、二〇四、字戸谷洞二四二の一、二四二の二、二四三、二四四の一、二四四の二、二四六から二四八まで、二五〇、二五一、字毛稗田二五二、二五四、二五七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		道路の種類	
三百三十九号		路線名	
本巣市早野字村東道下一 四番一地从先から 同市同字同 番五地先まで 九		区間	
後	前	区域変更前後別	
八・六 九・七	七・六 九・六	敷地の幅員（メートル）	
二〇・八	二〇・八	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
岐阜県道		岐阜稲沢線		岐阜市東川手五丁目一 番地先から 同市同 番地先まで		前 後		一五・一 一六・〇		二二・一		

岐阜県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	可土岐線	可児市下恵土字嶋畑一三 四九番二五地先から 同市同字同 一三 四九番六二地先まで	前 A	五・四 六・七	一五・七〇	A、Bの関係図面に表示する敷地の区分をいふ
		同市同字同 一三 四九番六二地先から 可児市下恵土字嶋畑一三 四九番六二地先まで	後 A	五・四 六・七	一五・七〇	
		同市同字同 一三 四九番六二地先から 可児市下恵土字嶋畑一三 四九番六二地先まで	後 B	一八・〇 二五・〇	一六・三〇	
		同市同字同 一三 四九番六二地先から 可児市下恵土字嶋畑一三 四九番六二地先まで	前	六・〇 七・八	一三・八〇	
		同市同字同 一三 四九番六二地先から 可児市下恵土字嶋畑一三 四九番六二地先まで	後	二〇・七 二八・一	一三・八〇	

岐阜県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
県道	井尻線	可児郡御嵩町上之郷字下西ヶ 平六七五二番一地从先から 同郡同町同字寺尾六 六九二番一地从先まで	五・〇	平成 二〇・二・元	平成 五・八・三

岐阜県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町小豆沢字の き一七九番一地从先から 同市同町同字ほ き口一九三番一地从先まで	前	二〇・〇 六三・〇	一七五・〇	
			後	一八・〇 六三・〇	一七五・〇	

岐阜県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地从先から 同 市同 町杉原字かせが花三番三地从先まで		飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地从先から 同 市同 町杉原字かせが花三番三地从先まで	
飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地从先から 同 市同 町称宜ヶ沢上字宮ノ下四一八番二地从先から 同 市同 町桑野字下ノ平六四一番地从先まで		飛騨市宮川町小豆沢字ほき口一九三番一地从先から 同 市同 町称宜ヶ沢上字宮ノ下四一八番二地从先から 同 市同 町桑野字下ノ平六四一番地从先まで	
A		前 A	
五・五 四〇・〇		二七・〇 五八・〇	
二〇六・〇		二四八・〇	
B		後 B	
二・〇 五五・五		九・二 一七・〇	
二四八・〇		一六二・〇	
C		A	
五・五 四〇・〇		二七・〇 五八・〇	
二〇六・〇		二四八・〇	

岐阜県告示第百四十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町小豆沢字のき一七九番一地从先から 同 市同 町称宜ヶ沢上字宮ノ下四一八番一地从先まで 同 市同 町桑野字下ノ平六四一番地从先まで	二〇五・〇 一六二・〇	平成二〇・二・二 平成二〇・二・二	平成二〇・二・二 平成二〇・二・二

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
一般国道	二百四十号	関市山田門田七六番一地从先から 同市倉知佃二五〇三番一地从先まで 美濃市松森古屋敷二八九番九地从先から 同 市松森字上巾上五六三番九地从先まで	平成二〇・四・一

岐阜県知事 古 田 肇

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路の隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程を次のように定める。

平成二十年二月二十九日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰することに関する必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第二条 職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

一 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）第四十四条の五第一項及び第二項並びに第四十四条の六第一項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続十年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

二 勤続二十年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

三 勤続三十年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

四 その他特に表彰することが適当である場合

(表彰の方法)

第三条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、副賞として金品を授与することができる。

2 表彰を受けるべき職員が死亡したときは、死亡の直前にさかのぼってこれを表彰し、表彰状及び金品は、その遺族に授与する。

(表彰の取消し)

第四条 表彰を受けた職員が、刑に処せられてその職を失い、又は懲戒処分によってその職を免ぜられ、その他被表彰者としてふさわしくないと県教育委員会が認めたときは、表彰を取り消すことができる。

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年八月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

(表彰候補者の推薦)

第六条 表彰は、市町村の教育委員会（市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以

下同じ。)並びに県教育委員会事務局の本庁の各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長(以下「市町村の教育委員会等」と総称する。)の推薦により行う。

2 市町村の教育委員会等は、第二条各号のいずれかに該当する職員がある場合は、職員永年勤続表彰推薦書(別記第一号様式)を県教育委員会に提出するものとする。ただし、県教育委員会が当該書類を提出する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 職員永年勤続表彰推薦書を提出するにあたり、市町村の教育委員会にあっては、当該市町村を所管する教育事務所を経由するものとする。

(実施細目)

第七条 この訓令の取扱細目については、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成二十年二月二十九日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に従前の内規等によって表彰等を受けた者は、この訓令の規定により表彰を受けたものとみなす。

別記
第1号様式(第6条関係)

職員永年勤続表彰推薦書

第 年 月 日 号

岐阜県教育委員会 様

回

種 別	所 属 名	補 職 名	氏 名	年 齢	採用年月日(基準)	勤続年月	推 薦 者 の 意 見
年 勤 続					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
続					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	
					・ ・ ・	・	

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大和Company

三代 表 者 の 氏 名 榎井 康弘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市川島松原町四〇八番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、各地でボランティア活動をする青少年及び育成者に対して、より良い活動ができるように育成する事業を行い、ボランティアに関する意識を社会に広めることを目的とする。また、児童健全育成の為に、各種関係機関と協力及び連携のもと、地域力の向上を目指す。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年二月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

三代 表 者 の 氏 名 白井 俊範

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今町四丁目二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女を問わず一般県民に対して、競技スポーツ及び生涯スポーツに関する事業を行い、文化スポーツの振興、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年二月七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アセスメントネット

三代 表 者 の 氏 名 稲垣 朋廣

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市宝町五一九七 レオパレス宝四〇七号

五 定款に記載された目的 この法人は、多治見市及び周辺地域のあらゆる市民を対象に、社会環境の変化の中で、早急に解決しなければならぬ保健・福祉・医療や環境保全などの諸問題に対する支援のあり方や最適と考えられる時事を調査し自らも行動することにより、生活の質の向上や医療と福祉の増進、地域環境の保全などを、他団体との協力を広げながら進め、社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年二月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人整美ささゆりの会
- 三 代表者の氏名 成瀬 智典
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志二九四番地の三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県加茂郡及び岐阜県恵那郡在住の要
援護老人を抱える家族に対し介護努力の軽減に関する事
業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするので、同条第七項の規定により公告する。

なお、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、この公告の日から二週間以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

名 称	範 囲
岐阜市柳ヶ瀬地区第一種大規模小売店舗立地法特例区域	市道若宮町線、国道二五六号、県道岐阜羽島線、国道一五七号により囲まれた区域（別図のとおり）
岐阜市駅前地区第一種大規模小売店舗立地法特例区域	市道長住町線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、市道長住町二丁目加

納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道海道本線により囲まれた区域（別図のとおり）

（別図及び第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を提出するに際し参考となるべき事項は、岐阜県産業労働部商業流通課に備え置いて縦覧に供する。）

○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案の縦覧

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとするので、同条第四項において準用する同法第三十七条第一項において準用する同法第三十六条第七項の規定により公告する。

なお、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案は、平成二十年二月二十九日から二週間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案について意見を有する者は、この公告の日から二週間以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案

名 称	範 囲
	市道若宮町線、国道二五六号、県道岐阜羽島線、国道一五七号により囲まれた区域及び市道長住町線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、市道長住町二丁目加納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道東海道本線により囲まれた区域（別図のとおり）

（別図及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域の廃止案について意見を提出するに際し参考となるべき事項は、岐阜県産業労働部商業流通課に備え置いて縦覧に供する。）

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
本 堂 地 区	岐 阜 市 役 所	平成二〇・二・二九から 三・三一まで

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
笠松町
- 二 作業種類
公共測量（都市計画図作成）
- 三 作業期間
平成十九年九月十三日から
平成二十年一月三十一日まで
- 四 作業地域
笠松町全地域

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
飛騨市
- 二 調査を行った地域
岐阜県飛騨市神岡町大笠の一部（大笠（Ⅱ））
- 三 調査を行った期間
平成十五年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県飛騨市（神岡町大笠の一部）の地籍図
岐阜県飛騨市（神岡町大笠の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十年二月二十九日

○正 誤

（校正誤り）

平成十九年十二月十一日第九百三三号 保安林の指定（岐阜県告示第七百二十二号）八五五頁上段前から二行目中「ヲ、ツキ」は「ヲ、ツキ」の誤り。

○正 誤

（校正誤り）

平成十九年十二月十八日号外（一）岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例（岐阜県条例第五十二号）十四頁上段後から十四行目中「暴力団員（同居）」は、「暴力団員」の誤り。

○正 誤

(原稿誤り)

平成二十年二月一日第千九百十七号 目次八七頁上段前から八行目中「可児都市計画公園事業の認可」は、「可児都市計画公園事業の変更認可」の、可児都市計画公園事業の認可(岐阜県告示第五十八号)八九頁上段後から七行目から八行目中「第五十九条第一項の規定により可児都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する」の誤り。

○正 誤

(原稿誤り)

平成十九年十月十六日第千八百八十八号 飛驒市の区域内の字の区域変更(岐阜県告示第六百一号)七三二頁上段後から八行目中「平成十九年十月十六日」は「平成二十年二月二十九日」の、同頁下段前から一行目中「平成十九年十月十六日」は「平成二十年二月二十九日」の、同段前から二行目中「同 年十一月六日」は「同 年三月二十一日」の誤り。

平成二十年二月二十九日印刷
平成二十年二月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社
寛